

## 第52回長野県市町村対抗ゴルフ大会

開催日 平成28年10月12日

会 場 大浅間ゴルフクラブ

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件、ローカルルールを適用する。  
本書に記載のない事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は、2打とする。

### ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ウォーターハザードは黄杭をもってその限界を標示する。
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 人工の表面を持つ道路に面した排水溝は、その道路の一部とみなす。
6. クローズド（Closed）の標示のある予備グリーン（カラーの部分を含む）は、プレー禁止の修理地（スルーザグリーン）とし、その上に球があったりスタンスがかかる場合、プレーヤーは、ゴルフ規則25-1b(i)の救済を受けなければならない。
7. 電磁誘導カート用の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道とみなす。球がこのカート道の上にあるかスタンスがかかる場合、競技者はゴルフ規則24-2b(i)の救済を受けなければならない。
8. No.3ホールとNo.4ホール間、No.4ホールとNo.5ホール間にある防球ネットに球が接近しているために、スタンスや意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則24-2b(i)により処置するときは、現にプレーしているホール側に、救済のニアレストポイントを求めなければならない。
9. 黄黒の縞杭は本競技には適用せず、動かさない障害物とする。
10. 放送用の施設は『臨時の動かさない障害物』とし、ゴルフ規則24-2b(i)の救済を受けることができる。

### 距離表

| Hole No. | 1   | 2   | 3   | 4   | 5   | 6   | 7   | 8   | 9   | OUT   |       |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| Yards    | 421 | 155 | 350 | 407 | 489 | 387 | 139 | 559 | 400 | 3,307 |       |
| Par      | 4   | 3   | 4   | 4   | 5   | 4   | 3   | 5   | 4   | 36    |       |
|          |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |       |
| Hole No. | 10  | 11  | 12  | 13  | 14  | 15  | 16  | 17  | 18  | IN    | TOTAL |
| Yards    | 539 | 383 | 154 | 341 | 366 | 512 | 185 | 346 | 337 | 3,163 | 6,470 |
| Par      | 5   | 4   | 3   | 4   | 4   | 5   | 3   | 4   | 4   | 36    | 72    |

# 競 技 の 条 件

## 1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

## 2. 使用クラブの規格

競技者が持ち運ぶドライバーは最新の適合ドライバーヘッドリスト上に掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。

## 3. 使用球の規格

競技者の使用球は、最新の公認球リストに記載されているものでなければならない。この条件の違反の罰は、競技失格。

## 4. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

## 5. ホールとホールの間での練習禁止（規則 7－2 注 2）

『規則付 I (B)5b』（ゴルフ規則 181 ページ参照）

## 6. スタート時刻

ゴルフ規則 3 3－7 に規定するような、競技失格の罰を免除する正当な事情がなくても、プレーヤーが自分のスタート時間後 5 分以内にプレーできる状態でスタート地点に到着したときは、遅刻の罰は最初のホールで 2 打。尚、5 分を越える遅刻の罰は競技失格とする。

## 7. プレーの一時中止

（1）通常のプレーの一時中止については、ゴルフ規則 6－8 b、c、d に従って処置すること。

（2）険悪な気象状況にある為、委員会の決定によりプレーが一時中止となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいるときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレーの再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 3 3－7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。

（3）プレーの一時中止と再開の合図について

通常のプレーの一時中止：サイレンを断続的に鳴らして通知する。

険悪な状況によるプレーの一時中止：サイレンを断続的に鳴らして通知する。

プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通知する。

# 注 意 事 項

1. 練習グリーン及びアプローチ練習場を除く指定練習場での練習は、備え付けの球を使用して行うこと。1 人 20 球を限度とする。

2. スタート時刻 10 分前には、必ずティグラウンド周辺に待機すること。

3. 携帯電話・スマートフォン等のコース内での使用を禁止する。

4. 所定の場所以外での喫煙は禁止する。マッチの使用も禁止する。

5. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とする。

6. 選手・大会役員以外のコース内立ち入りを禁止する。

競技委員長 小林 躋造